

鳥取県選挙管理委員会告示第35号

平成24年12月16日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項及び第23条第1項の規定により次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示する。

平成24年11月30日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 被登録資格の決定の基準となる日
平成24年12月3日。ただし、年齢については、同月16日を基準日とする。
- 2 登録を行う日
平成24年12月3日
- 3 縦覧に供する期間
平成24年12月4日